

1 米軍の佐賀空港利用について

全国の他の空港と横並びの中で活用も考慮させていただきたいとあるが、事前に市民の懸念に対して十分な地元理解を得る考えがあるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 政府としては、沖縄の負担を全国で分かち合うべきとの基本的な考え方に基づき、全国の他の空港と横並びの中で、佐賀空港の利用も考慮させて頂きたいと考えています。
2. 負担軽減の一環としての佐賀空港の利用に当たっては、当然ながら知事の同意を得た上で利用させて頂くものであり、佐賀県に負担が集中するような利用は全く考えておりません。
3. いずれにせよ、利用に当たっては、地元の皆様の御懸念をしっかりと受け止め、十分な説明を行うなど、真摯に対応していきたいと考えております。

2 オスプレイの安全性について

(1) 機体の安全性

ア オスプレイの機体の安全性について、回答いただいた機種選定時のほかに、防衛省が独自に分析、確認等を行った事例についてもお示しいただきたい。

1. オスプレイについては、米国政府自身が開発段階で安全性・信頼性を確認していることに加え、日本政府としても、2012年、米海兵隊のMV-22の日本配備に先立ち、パイロットや航空安全の専門家等からなる分析評価チームを立ち上げ、部外有識者の協力も得て、独自に安全性を確認しています。
2. また、陸自オスプレイの操縦・整備要員の一部が米海兵隊の教育課程を修了したことも踏まえ、その知見も活用しつつ、2018年に改めて機体の安全性を再整理し、以下の①から⑤のとおり確立された技術を採用すること等により、十分な安全性を確保していると防衛省として評価しています。
 - ① 民航機も採用している確立された技術を導入し、操縦士の負荷が適切に軽減された操縦性能を有する。
 - ② 十分な運用実績を有し、安全性が確認されているエンジンを搭載している。
 - ③ 十分な整備が可能であり、高い信頼性が確認されている「ナセル」を搭載している。
 - ④ 飛行に重要な各種機能は補完性が幾重にも確保されており、万が一の際もバックアップが可能である。
 - ⑤ 機体整備は高度にシステム化（高度な自動故障解析が可能で、陸自航空機の中ではオスプレイのみ）されて、人的ミスが起きる可能性を局限している。

イ 米海兵隊MV-22オスプレイ及び米空軍CV-22オスプレイの最新の事故率をお示しいただいたが、他の機種と比較した場合の評価についてお示しいただきたい。

1. 米軍機の事故率については、安全記録の一つの指標として使用されていますが、整備ミスや操作ミスなどの機体以外の要因で発生する事故もあることから、事故率のみをもって機体の安全性を評価することは適当ではなく、あくまで目安の一つであると考えています。
2. その上で、米軍機の事故率については、米軍が全てを公表しているわけではないため、網羅的に把握しているわけではありません。
3. なお、海兵隊航空機全体の事故率は、令和4年9月末時点で2.59と承知していますが、この数値は米側による飛行時間の追加登録等の修正によって、今後、変動する可能性があるものと承知しています。

(参考)

米海兵隊MV-22オスプレイの事故率については、2022年9月末時点で、2.27

3 施設配置（案）について

(1) 安全性

ア 火薬庫・燃料タンク

火薬庫に保管される弾薬や火工品に対する市民の不安を払拭するためにどのような安全対策を考えているか、お示しいただきたい。

1. 佐賀駐屯地（仮称）に整備予定の火薬庫は、他の自衛隊施設においても整備している火薬庫と同様に、その設置に当たっては、火薬類取締法等の関係法令に基づき適切に対応します。
2. 弾薬や火工品の管理を含めた火薬庫の運用に当たっても、火薬類取締法、自衛隊法等の関係法令に基づき
 - ・ 火薬庫の所在する地区として必要な警備体制がとられており、
 - ・ その周辺を含め火気厳禁であり、
 - ・ 庫内の照明等の設備も火災の着火源となる電気火花等を防ぐものであり、
 - ・ 弾薬を含め、すべての金属は常に静電気が除去されており、
 - ・ 外部も避雷針で保護されており、
 - ・ 火薬類を取り扱う隊員に対し、安全管理に必要な教育が行われているため、火災が発生しないように安全管理を徹底して設置・運用いたします。
3. また、火薬庫に保管されている弾薬等については、幾重にもわたる安全措置により、意図しない燃焼や爆発が起こらないよう万全を期しており、これまでに自衛隊の火薬庫で爆発事故が起きたことはありません。

4. いずれにしましても、火薬庫の設置にあたっては、火薬類取締法等の関係法令に基づき、十分な保安距離を確保するなど、適切に対応してまいります。

(2) 配備機

他の自衛隊施設においても、駐機場に駐機している例があるとのことだが、他の自衛隊施設の例についてお示しいただきたい。

1. 例えば、佐賀駐屯地（仮称）のほかに、海自鹿屋基地、海自岩国基地、空自美保基地においては、一部の航空機を駐機場に駐機しています。

4 環境への影響について

(1) 騒音の生活環境への影響

ア 別添1の資料「佐賀空港周辺における騒音影響予測」について、
分かりやすく説明していただきたい。

1. ご指摘の資料では、現に空港を利用している民航機に加え、自衛隊機が60回離着陸した場合であっても、環境省が定める環境基準の57デシベルを超える範囲に住宅地がないことをお示ししております。

イ 民間航空機との同時飛行や自衛隊機の編隊飛行など、複数の航空機が同時に飛行する場合の騒音について、防衛省の見解をお示しいただきたい。

ウ 離発着回数の仮定において編隊飛行が含まれているが、佐賀空港において編隊飛行は実施するのか、お示しいただきたい。

1. V-22オスプレイ等の自衛隊機の佐賀空港利用にあたっては、佐賀空港の民間空港としての使用に影響を与えず、民間航空機の運航を優先することとしており、民間航空機との同時飛行は想定しておりません。
2. また、輸送機であるV-22オスプレイは、通常は1機で運用することを想定していますが、2機以上が同時に飛行する編隊飛行を行うことも想定されます。いずれの場合においても、佐賀空港を離発着する自衛隊機が飛行する際には、騒音軽減のため、場周経路上においては高度300m以上、場周経路外においては高度500m以上を確保することを基本とします。
3. 複数の航空機が同時に飛行する場合の騒音については、騒音の合成式（※1）を用いて計算ができます。この計算式は、複数音を合成する場合、騒音レベルを表す単位の「dB（デシベル）」は、足し算のように単純に加算されるのではないことを示していますが、これは、ステレオのスピーカーの数を2倍に増やしたとしても、音が2倍にならないのと同じです。
4. 2016年11月8日、在沖米軍MV-22オスプレイ1機により展示飛行を行った際に計測した最大騒音レベルが75dB（L_{Amax}）（※2）であったところ、2機が同時に同じ騒音レベルで飛行した場合を仮定し、合成式で計算を行うと、騒音レベルは78dB（L_{Amax}）

(※1)となります。同様に、3機が同時に飛行した場合を仮定すると、80dB (LAmax) (※1)となります。この点、70dBから80dBの騒音の目安としては、例えば、在来鉄道の車内や航空機の機内が挙げられます。

5. 防衛省としては、上記の通り、V-22オスプレイは、通常は1機で運用すること、仮に編隊飛行を行った場合であっても、騒音の大幅な増加は見込まれないことから、佐賀空港周辺の住宅等の環境に与える影響は少ないと考えています。

(※1)○騒音の合成式

$$L = 10\log_{10}(10^{A1/10} + 10^{A2/10} + 10^{A3/10})$$

(L:騒音の合成値, A1・A2・A3:合成する騒音値)

○1機あたり75デシベル(LAmax)の騒音レベルの航空機が複数飛行した場合の計算例

・2機の場合: $10\log_{10}(10^{75/10} + 10^{75/10}) = 78$

・3機の場合: $10\log_{10}(10^{75/10} + 10^{75/10} + 10^{75/10}) = 80$

(※2)悪天候時の経路飛行時における白石町八平及び海上における計測値

エ ホバリング訓練の際はどのくらいの高度で実施されるのか、お示しいただきたい。

1. ホバリング訓練は、概ね高度9メートル（30フィート）で実施することを想定しています。
2. なお、物資の吊り下げを行うためのホバリング訓練については、概ね高度30m（100フィート）で実施することを想定しています。

オ ホバリング訓練は基本的に自衛隊敷地内で行うとのことだが、例外的に敷地外において、しかも低い高度で実施されることがあれば、騒音、風圧等生活環境への影響が懸念される。このことについて、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. **ホバリング訓練の一部は、佐賀空港の滑走路上で行う場合もありますが、滑走路上において行うため、騒音、風圧等が生活環境に影響を及ぼすことはないものと考えています。**

カ ホバリング訓練の高度や実施場所に応じて、新たな制限表面を設ける必要はないのか、お示しいただきたい。

1. 佐賀空港の滑走路や着陸帯は変更しないため、新たに制限表面が設けられることはありません。

キ 夜間訓練の実施頻度について、22時から7時までの間も実施を見込まれているが、佐賀空港営業時間の範囲内での実施であるとの理解でよいのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）においては、目達原駐屯地における離発着割合を参考に佐賀空港における自衛隊機の時間帯別の離着陸割合の見込みをお示ししたものであり、夜間訓練の実施頻度をお示ししたものではありません。
2. 佐賀空港営業時間※の範囲内で、パイロットの技量を維持するため、夜間に離着陸訓練を実施させていただきますが、空港の営業時間外においても、急患輸送の要請や、自然災害があった場合には、飛行する場合があります点についてご理解をお願いします。

※6時30分～翌0時00分

(2) 低周波音の生活環境への影響

仮に低周波音が日常生活に支障を来しているといった周辺住民の相談等があった場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、航空機から発生する低周波による人体への影響については、調査研究の過程にあり、環境省による環境基準が定められていないと承知しています。
2. いずれにせよ、防衛省としては、オスプレイ等の配備に当たっては、地元の皆様の御懸念をしっかりと受け止め、引き続き、丁寧な説明に努めるとともに、可能な限り地元の皆様のご意見を踏まえつつ対応してまいります。

(3) 下降気流（風圧）の影響

仮にオスプレイ等の自衛隊機の下降気流が生活環境に悪影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、防衛省としては、オスプレイを含む自衛隊機の下降気流による海上面への影響はないと考えています。
2. その上で、万が一にも、自衛隊機の下降気流が原因で、生活環境に悪影響が生じた場合は、その状況を確認の上、個別具体的な状況に応じて、適切に対応してまいります。

(4) 排気ガスの大気への影響

仮にオスプレイ等の自衛隊機の排気ガスが生活環境に悪影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、1日あたり60回の自衛隊機の離着陸を踏まえ、大気質への影響を予測した結果（注）、大気汚染物質（窒素酸化物、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質）は、ほとんど増加することがないため、佐賀空港周辺の環境に与える影響は少ないと考えています。

（注）一般的に航空機の運航に係る大気質の環境影響評価に用いられる「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月・公害研究対策センター発行）に基づいた予測。

2. その上で、万が一にも、自衛隊機の排気ガスが原因で、生活環境に悪影響が生じた場合は、その状況を確認の上、個別具体的な状況に応じて、適切に対応してまいります。

(5) 環境アセスメント

排水対策において設置する貯留槽、浄化槽及び仮設調整池は、約 33ha の範囲内に設置されるのか、お示しいただきたい。

- 1. 貯留槽、浄化槽及び仮設調整池は、部隊運用に必要となる施設配置の範囲約 33ha の範囲内に設置する計画です。**

5 産業への影響について

(1) 漁業への影響

ア 騒音の漁業への影響

(ア) オスプレイ等の自衛隊機の騒音について、直ちに漁業の作業が中断されるような影響があるものとは考えていないということだが、直接的ではなくても何らかの影響が考えられるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

(イ) 仮にオスプレイ等の自衛隊機の騒音により、ノリ養殖をはじめ漁業の作業に悪影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 佐賀空港におけるオスプレイ等の自衛隊機の運用前の現段階において、運用後の状況を完全に予測することは不可能であり、運用開始後の実態を確認の上で対応する必要がありますが、オスプレイ等の自衛隊機が高度300m以上で海上を飛行する際の、最大値75dB程度の一時的な騒音が想定されます。この点、70dBから80dBの騒音の目安としては、在来鉄道の車内や航空機の機内が挙げられるところ、同程度の一時的な騒音により、漁業の作業が中断されるような影響はないものと考えています。
2. その上で、万が一にも、自衛隊機の運用が原因で、漁業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて補償措置等を講じつつ、必要に応じ運用の改善を講ずるなど適切に対応してまいります。

イ 下降気流の漁業への影響

仮にオスプレイ等の自衛隊機の下降気流や排気熱が、ノリ養殖をはじめ漁業に悪影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、実際の場周経路の飛行による下降気流やエンジンからの排気熱がノリ養殖等に影響を与えることはないと考えています。
2. その上で、万が一にも、自衛隊機の運用が原因で、漁業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、必要に応じ運用の改善などを講じてまいります。

ウ 排水の漁業への影響

(ア) 住民説明会において、排水対策への不安の声があったが、これらの意見を踏まえた今後の実施設計の進め方について、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 御懸念の駐屯地からの排水の具体的な方法については、今後行う実施設計の中で、有明海漁協からのご要望を踏まえ、佐賀県及び有明水産振興センターと協力し、詳細な検討を進めることとし、有明海漁協へも説明を行う予定です。
2. 防衛省としては、駐屯地の建設や自衛隊の活動に伴う排水の処理に関連して、有明海や漁業に影響が出ないように万全を尽くすこととしています。

(イ) 仮に駐屯地からの排水がノリ養殖をはじめ漁業に悪影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、防衛省としては、駐屯地の建設や自衛隊の活動に伴う排水の処理に関連して、有明海や漁業に影響が出ないように万全を尽くすこととしています。
2. その上で、万が一にも、駐屯地の建設や自衛隊の活動に伴う排水の処理が原因で、漁業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、再発防止策を確立するなどしてまいります。

エ 電波等の漁業への影響

仮にオスプレイ等の自衛隊機の配備により、テレビ電波、レーダー、GPS、無線、携帯電話等の電波について障害が発生した場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、一般に自衛隊機が搭載する無線設備は、船舶のGPSやレーダー機能等へ影響を及ぼすことはないものと考えております。
2. その上で、万が一にも、自衛隊機を運用し、何らかの障害が発生した場合には、関係省庁にも確認の上で、適切に対応してまいります。

(2) 農業への影響

ア 騒音・低周波音の農業への影響

(ア) 仮にオスプレイ等の自衛隊機の騒音により、周辺農地等で営農活動に支障が生じた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、自衛隊機の騒音が、家畜や農産物の生育や品質に影響した事例については、これまでに把握している限り確認されておりません。
2. その上で、万が一にも、自衛隊機の運用が原因で、農業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、必要に応じ運用の改善などを講じてまいります。

(イ) 仮にオスプレイ等の自衛隊機の騒音や低周波音が、家畜の品質や生育に影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、低周波音を含む航空機騒音が、佐賀空港周辺の牛、豚、鶏の生育や品質に影響を与える可能性はないものと思われます。
2. その上で、万が一にも、自衛隊機の運用が原因で、畜産業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、必要に応じ運用の改善などを講じてまいります。

イ 下降気流(風圧)や排気熱の農業への影響

仮にオスプレイ等の自衛隊機の下降気流や排気熱が、農作物や農業用ハウス等に影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について(回答)」(九防企地第9232号。4. 12. 23)で回答したとおり、実際の場合周経路の飛行による下降気流やエンジンからの排気熱が地上の農作物等に影響を与えることはないと考えています。
2. その上で、万が一にも、自衛隊機の運用が原因で、農業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、必要に応じ運用の改善などを講じてまいります。

ウ 排水による農業への影響

仮に駐屯地の整備により、周辺農地の排水に影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、防衛省としては、農業など周辺環境に影響が生じないよう適切な措置を実施してまいります。
2. その上で、万が一にも、駐屯地の建設や自衛隊の活動に伴う排水の処理が原因で、農業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、再発防止策を確立するなどしてまいります。

エ 照明の農業への影響

仮に施設等の照明による農作物の生育阻害や、照明に群がる病害虫による食害等が発生する等、収量や品質に影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、自衛隊の施設等の照明により、農作物の生育阻害など、農作物の収量や品質に影響を与えたという事実については、承知しておりません。
2. その上で、万が一にも、自衛隊の施設等の照明が原因で、農業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、再発防止策を確立するなどしてまいります。

オ 電波等の農業への影響

(ア) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に基づく対象防衛関係施設として、現時点において指定されている施設とその指定理由について、お示しいただきたい。

1. 現時点で指定されている施設は、自衛隊施設が258施設、在日米軍施設・区域が45施設ございます。
2. いずれの施設もドローンを用いたテロ攻撃等の危険の未然防止の必要性が特に高い施設として指定を行っております。

(イ) 仮に駐屯地が同法に基づく対象防衛関係施設に指定された場合、対象施設周辺地域に該当する農地等では、ドローンや無人ヘリなど小型無人機を用いた営農活動を行う際はあらかじめ県公安委員会及び駐屯地の管理者に通報する必要があるなど、具体的に影響が発生すると考えられる。このような状況に対する寄り添った対応を考えているのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. **小型無人機等飛行禁止法**においては、同法上の安全確保措置の権限を有する警察官や施設を警護する自衛官が、対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を適法なものか識別できるよう、小型無人機等の飛行を行おうとする者に通報が義務付けられているものと承知しています。
2. 防衛省としては、現在小型無人機等を用いて営農活動を行っている方々や、今後新たにこれらを用いて営農活動を行う方々にとって、通報が営農活動の支障とならないように、手続について分かりやすい周知や支援を行うなど、寄り添った対応をしてまいります。

(3) 燃料漏れ等の影響

仮に燃料を放出される場合、地上だけでなく海上への影響も考慮され、漁業にも悪影響を与えないようすべきと考えるが、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 防衛省としては、駐屯地の内外を問わず、自衛隊の運用にあたっては、安全確保を最優先に努めており、資機材の適切な整備、隊員への教育訓練、関係法令の遵守等を通じて、事故の防止に万全の措置を講じるとともに、日頃から万一の場合に適切に対処するための訓練を行っています。
2. 当然、油流出などの事故を起こしてはならないと考えていますが、万が一発生した場合の対応を迅速に行うため、
 - 陸・海・空自衛隊の関係部隊や地元自治体、海上保安庁・警察・消防など関係機関との連絡体制を整えておくとともに、
 - 万一の事故に備え、事故対応マニュアルや吸着剤等の対処物品を駐屯地内に常備し、
 - 駐屯地の維持管理の任務を有する業務隊を中心とした対処体制を整えておくこととしています。
3. 防衛省としては、万一の事故に際して、周辺への影響を極小化するように、総力をあげて対処してまいります。

(4) その他の影響

産業への影響について、回答いただいたような事例をはじめ、現在想定してない悪影響が仮に発生した場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 防衛省としては、万が一にも、自衛隊機の運用などが原因で、事業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、必要に応じ運用の改善などを講じてまいります。

6 道路交通等生活環境への影響について

(1) 仮に物資輸送、部隊移動等による自衛隊車両の通行等が、住民生活、空港利用等に影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 自衛隊の運用により、仮に住民生活、空港利用等への影響が生じた場合は、その状況を確認の上、個別具体的な状況に応じ、周辺的生活環境に最大限配慮してまいります。
2. その上で、防衛省は、防衛施設の設置・運用による障害を緩和することを目的として周辺対策事業を行っています。例えば、自衛隊の大型車両の通行により、一般車両とのすれ違いの困難や歩行者への危険といった障害が発生した場合に、その緩和を目的とした地方公共団体が行う道路整備に対しては、その障害の実態や地方公共団体が行う事業の計画を踏まえ、補助を検討することとなります。

(2) 駐屯地の造成工事の際にも、工事用車両の往来により住民生活、空港利用等に影響を及ぼすのではないのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 工事を行う際には、工事関係車両の運転手に対して交通ルールの遵守及び安全運搬の教育指導を徹底するほか、現場周辺に十分な交通誘導員を配置して車両の入退場の誘導を行うなど、周辺的生活環境に配慮し、安全対策の徹底に努めてまいります。

(3) 市民から様々な懸念の声があるが、駐屯地の設置又は運用が周辺地域の生活環境、事業活動又は地域開発に及ぼす影響等について、防衛省としてどのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 防衛省としては、駐屯地の設置又は運用による地元の皆様の御懸念に最大限配慮するとともに、事業活動や地域開発等地域の発展につながっていくよう、佐賀市と協力して対応を進めてまいりたいと考えています。

7 ラムサール登録湿地への影響について

仮にオスプレイ等の自衛隊機の飛行が、東よか干潟に飛来する水鳥や東よか干潟に生息・生育する動植物へ影響を与えた場合は、どのような対応をされるのか、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する疑問点等について（回答）」（九防企地第9232号。4. 12. 23）で回答したとおり、東よか干潟の上空を飛行することは考えておらず、場周経路上の飛行による自衛隊機からの騒音や下降気流が地上に与える影響はないものと考えています。
2. その上で、万が一にも、自衛隊機の運用が原因で、東よか干潟に飛来する水鳥や東よか干潟に生息・生育する動植物に悪影響が生じた場合には、必要に応じ運用の改善を講ずるなど適切に対応してまいります。

8 安全保障・佐賀空港への攻撃の懸念について

住民説明会の際に言及されていた避難シェルターとは、具体的にどのようなものなのかお示しいただきたい。

1. 先般の住民説明会で住民の方が言及された「シェルター」の指すイメージは確認していませんが、防衛省側がご説明した「避難施設」は、弾道ミサイル攻撃時の爆風等からの直接の被害を軽減するための既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下駅舎、地下街等の地下施設（緊急一時避難施設）を指したものです。
2. 緊急一時避難施設については、都道府県知事等の指定権者が指定を行うものであり、現在、内閣官房を中心に、令和3年度から7年度までの5年間を集中的な取組期間として指定を促進するなど、様々な取組を行っているところです。防衛省としては、こうした政府全体の取組とあいまって、様々な種類の避難施設の確保を行ってまいる考えです。

9 訓練内容について

年間290日程度とされている空港利用について、休日及び祝日の利用予定をお示しいただきたい。

1. 年間290日程度の佐賀空港利用の見積もりの前提は、基本的には平日に飛行訓練を実施するとの考えによるものですが、急患輸送の要請や自然災害が発生した場合等には、この前提によらず飛行する可能性があることをご理解をお願いします。

10 苦情処理・相談体制の充実について

地域住民の困り事や心配事などに寄り添った対応ができるような体制、周知等の考えについて、防衛省の見解をお示しいただきたい。

1. 佐賀駐屯地（仮称）に苦情・相談窓口を設置するなど地域住民の困り事や心配などに夜間・休日問わず対応できる体制を構築し、寄り添った対応に努めてまいります。
2. なお、窓口については、佐賀駐屯地（仮称）開設後、改めてHP等でお知らせいたします。